第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

２．資金移動業の種別ごとの収支の状況

⑴　［略］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

（第４面）

２．資金移動業の種別ごとの収支の状況

⑴　［同左］

⑵　第二種資金移動業

（単位：百万円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

⑶　第三種資金移動業

（単位：百万円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

（記載上の注意）

１．「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意２．及び３．に準じて記載すること。

２．登録申請書の第４面の「資金移動業の種別」が一である場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。